

福山市西部市民センター使用について

1：使用申請について

使用申請の受付期間は、使用日の6ヶ月前（申請可能日が土・日・休日の場合はその翌日）にあたる日から前日（申請可能日が土・日・休日の場合はその前日）までとなります。

電話では部屋の空き状況の確認のみで、使用申し込み・変更・取消の届けはできません。

2：使用料について

使用料は申請の際にお支払いください。ただし、附属設備器具使用利用については、使用日の前日（土・日・休日の場合はその前日）までに、器具使用料をお支払いください。

使用を中止する場合は、すみかに使用許可書を添えて中止の届けをしてください。

すでに納めていただいた使用料については、次にあげる日までに中止の届けがあれば、使用料の5割の額をお返しすることができます。なお、附属設備及び器具類等使用料については、使用日の前日（土・日・休日等の場合はその前日）までに、冷暖房装置使用料については、当日の使用予定時間までに使用中止の申し出があれば、すでに収めていただいた使用料の全額をお返しすることができます。ただし、この日を過ぎた場合には使用料はお返しできませんので、ご了承ください。

ホール使用料	使用日の1ヶ月前まで	使用料の半額還付
諸室使用料	使用日の1週間前まで	使用料の半額還付
附属設備及び器具類等使用料	使用日の前日まで	全額還付
冷暖房装置使用料	使用時刻まで	全額還付

※使用許可内容の変更は、**1回限り**です。なお、一度変更した後の中止の場合、既に納めていただいた部屋使用料はお返しできません。

※使用者が許可の内容を変更して使用しようとするときは、**使用日の前日**（土、日、休日等の場合はその前日）までに使用許可書を添えて所定の申請書により変更許可を受けてください。

3：使用当日について

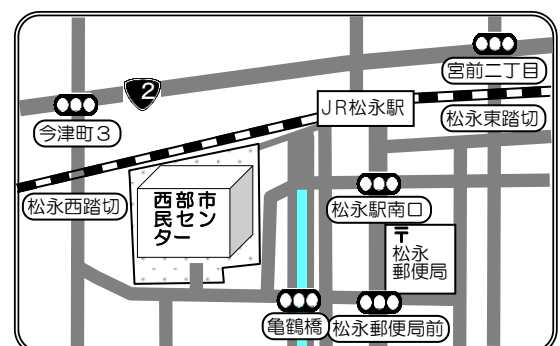
受付窓口（平日日中…松永生涯学習センター・平日夜間及び休日…防災センター）にて『福山市西部市民センター使用許可書』を提示してください。また、使用にあたっては、『福山市西部市民センター使用許可書』の裏面に記載しています注意事項を守ってください。

- ・壁への釘打ち・掲示物の貼り付けは禁止します
- ・使用後の部屋の復元・忘れ物の確認・清掃を必ずお願いします
- ・施設・備品等を破損した場合は、同等品をもって補充をお願いします

4：駐車場について

※西部市民センター周辺への路上駐車はご遠慮ください。

駐車場については、図書館及び他課への来庁者も利用されます。駐車台数にも限りがありますので、極力公共交通機関の利用か車の乗りあわせをお願いします。ただし、大規模行事を行われる際、来庁者用駐車場の台数以上の来場が見込まれる場合は、主催者側において、駐車場の整理等の要員を配置してください。



問い合わせ先；松永生涯学習センター
 福山市松永町3-1-29 (西部市民センター)
 Tel.084-934-5443

福山市西部市民センター使用料一覧表

名称\時間区分	収容人数	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	冷暖房料 /1時間
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	
ホール	人 500	円 6,800	円 9,950	円 11,510	円 15,180	円 20,420	円 25,660	円 1,030
第1楽屋	12	410	620	670	930	1,250	1,560	100
第2楽屋	12	410	620	670	930	1,250	1,560	100
第1学習室	42	830	1,250	1,400	1,880	2,500	3,130	200
第2学習室	42	830	1,250	1,400	1,880	2,500	3,130	200
第3学習室	24	620	930	1,030	1,400	1,880	2,350	150
第1セミナールーム	42	830	1,250	1,400	1,880	2,500	3,130	200
和室	20	510	780	880	1,150	1,560	1,930	150
編集室	6	310	460	510	670	930	1,150	100
創作室	50	1,030	1,560	1,770	2,350	3,130	3,920	200
児童室	20	510	780	880	1,150	1,560	1,930	150
多目的室	120	2,080	3,130	3,660	4,700	6,280	7,850	310
第2セミナールーム	48	930	1,400	1,610	2,080	2,820	3,550	200
音楽室	21	510	780	880	1,150	1,560	1,930	150

※入場料費のほかこれに類する料金を徴収する場合、営利・営業を目的としている場合は、通常料金の200%に相当する額となります。

※冷暖房装置使用料は、1室1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする）あたりの金額とする。

附属設備及び器具類使用料

品目		単位	使用料	備考
照明 設備	ポーターライト	1列	510円	
	サスペンションライト	1列	730円	
	アッパーホリゾンライト	1列	510円	
	ロアーホリゾンライト	1列	310円	
	シーリングスポットライト	1列	510円	
	センターピンスポットライト	1台	1,030円	
音響 設備	ホール拡声装置	1式	1,030円	マイクはついていない
	カセットデッキ	1台	510円	
	CDプレイヤー	1台	510円	
	MDプレイヤー	1台	510円	
	移動スピーカー	1台	510円	
	マイク	1本	510円	
	会議室等拡声装置	1式	1,030円	マイク1本付き
その 他 の 設 備	屏風	1双	1,030円	
	ピアノ	1台	2,610円	
	ビデオプロジェクター	1台	1,560円	ビデオデッキ付き
	DVDプレイヤー	1台	510円	
	編集機器	1式	730円	
	茶釜用電気コンロ	1台	1,030円	
	持込電源	1kwにつき	100円	

※使用料は、1回当たりの使用料とし、午前・午後・夜間の時間区分それぞれ1回とする。ただし、持込電源については、使用電力量の実績による。